

日東整裁判傍聴しました

11月26日小雨混じりの寒い中、東京地裁前では11時から始まる日東整裁判の100人近い支援者がこの裁判への支援を呼びかけていた。631号法廷の傍聴席には会社側の傍聴者も何人か見かける中、全ての席が埋まり、入りきれない支援者が廊下にあふれていた。

裁判は既に提出されている準備書面の確認から始まった。この裁判で原告からは、JALグループ再編時に日東整をグループ内に統合しなかったこと、日東整からJALECに事業譲渡をしたが労働契約を継承しなかったことが不当であるとの主張であり、これらの証拠となるJALグループ再編時の日東整の取り扱いについて検討した文書の提出命令申立書を、前回10月1日に提出していた。

この提出命令申立書に対する被告側の意見書が提出されており、JJ統合前のJAS内で担当部署ないしは担当者レベルで作成されたメモで、文書保存対象ではなく保存義務がないので不存在であるとの内容であった。

原告側は本日の準備書面で、整備子会社の統合時に日東整も統合していればJALTAM(JALの当時の整備子会社)に余計なコストをかけて国交省の事業場認定を取得する必要はなかったにもかかわらず、JALはコストをかけてJALTAMに認定を取得させた。

日東整には機種限定変更の許可を取得するための条件は有り、JALにコストをかけることなく限定変更は可能であったにもかかわらず、JALはあえてこれをせずに日東整を廃業に追い込んだ。

日東整からJALECへの事業譲渡は包括的な事業譲渡であり、労働契約を事業譲渡に含めないことは民法90条に照らして無効であるとの主張をした。

さらに被告側の意見書に対し、日東整の取り扱いについて検討した事実は示しながらもその中味の提出がない。我々はここを重視している。文書提出命令に対して文書は不存在ということで終了してよいかとの弁論による問いかけが原告側からあった。

裁判長からも本件の議論は出尽くしたとしてよいかとの問いかけもされた。そして被告側からは再度の反論をすることとなり、1月11日までに提出することとなった。その結果次回公判は1月21日10時からと決定された。

今日の裁判の中で裁判長が「傍聴者もいることなので・・・」と述べていた。私は何回かの裁判を傍聴したがこのような言葉を耳にしたのは始めてであった。

この裁判長の言葉が次回公判にどのような現象となって現れるのか私には皆目見当も付かないが、裁判長も傍聴者の存在を気にかけていることが分かり傍聴者のひとりとして何かうれしくなった。次回の公判が楽しみになってきた。

整備出身 OB